

ニセコ町環境審議会設置条例の一部を改正する条例の縦覧

下記の条例を制定したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項の規定に基づき、公表し意見を求める。

令和2年4月7日

ニセコ町長 片山 健也

記

1 制定する条例名

ニセコ町環境審議会設置条例の一部を改正する条例

2 条例の素案

別紙のとおり

3 制定の理由

本条例は、町長の諮問に応じ環境の保全について審議するため、ニセコ町環境審議会（以下「審議会」という。）の設置とその運営について定めたものである。

平成31年（2019年）3月に策定した「第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプラン」に基づき、令和2年度（2020年度）に、温室効果ガスの排出削減と経済活動の活性化の両立を目指すための条例の制定と、それに伴う環境基本条例の改正、新たな制度の構築など、専門的な知見を要する具体的な施策について検討を行うにあたり、審議体制を整備する必要があることから、審議会の委員定数の見直しや専門委員及び部会の設置を行うとともに、条例の文言や担当部署などを整理するものである。

4 条例の施行期日

公布の日を施行期日とする。

5 公表の期間等

(1) 縦覧の期間等

と き：令和2年4月7日（火）から令和2年4月28日（火）まで
ところ：ニセコ町掲示板、ニセコ町役場企画環境課及びホームページ

(2) 意見の受付期間

と き：令和2年4月7日（火）から令和2年4月28日（火）まで
ところ：ニセコ町役場企画環境課

6 提出された意見項目の公表等

と き：5月1日（金）以降随時
ところ：ニセコ町役場企画環境課及びホームページ

7 本縦覧に関するお問合せ先

ニセコ町役場企画環境課

担当：参事 柏木 邦子 不在時：環境モデル都市推進係長 佐々木 潤

電話：0136-44-2121 FAX：0136-44-3500

執務時間：平日の8時30分から17時15分まで